

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きし、事業主または事務代行団体を通じて預け入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、事業主または事務代行団体を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約証書（以下「契約証書」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類・自動継続等)

- (1) 前条による預金は、預入日から1年間を据置期間とし（預入日の1年後の応当日を「据置期間満了日」といいます。）、預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの定期預金として預け入れるものとします。
- (2) 各定期預金（後記第3条による一部支払後の残りの預金を含みます。）は、預金者より継続停止の申出のないかぎり、満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同じ定期預金に自動的に継続するものとし、以後の満期日においても同様とします。なお、満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、その元利金をまとめて1口の定期預金に自動的に継続します。

3. (預金の支払方法等)

- (1) この預金の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替（以下「住宅の取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金を住宅の取得等の後に払出す場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り支払います。この場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約証書及び法令で定める書類とともに取引店に提出してください。
- (3) この預金を住宅の取得等の前に払出す場合には、1口ごとの元金累計額の90%または住宅の取得等に要する額のいずれか低い額を限度として1回限り支払います。この場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約証書および法令の定める書類とともに取引店に提出してください。
- (4) 前項により一部払出しをした場合、払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等をした日から1年後の応当日のいずれか早い日までに住宅の取得等に要した額と前項の払出額との差額を限度として1回限り支払います。
なお、残高を払出しする場合にはその際に、残高を払出ししない場合には一部払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等の日から1年後の応当日のいずれか早い日までに、法令の定める書類を取引店に提出してください。
- (5) 前三項のいずれかの方法によりこの預金を支払った場合であっても、その後引き続き預け入れることが

でき、新たな住宅の取得等のための対価に充てるときに前三項と同様の方法により払出しをすることができます。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、各定期預金の預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (目的外支払)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を前記第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約証書とともに取引店へ提出してください。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って、所定の税率により計算した税額を追徴します。

① 前記第3条によらない払出しがあった場合

② 前記第3条第3項による一部払出後、2年を経過する日または住宅の取得等の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに法令の定める書類を提出しなかった場合

③ 前記第3条の第3項による払出しの後、2年後の応当日より後に、または住宅の取得等の日から1年後の応当日より後にその残額を払い戻した場合（ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。）

7. (差引計算等)

(1) 前記第6条2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

- ① 前記第6条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに取引店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きを行うことにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入れができます。

9. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 前記第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- ② 前記第1条第1項による定期的な預入れが2年以上行われなかった場合
- ③ 新たな預入れ、または書替継続時の元加利息により、非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えた場合

10. (退職時等の取扱)

退職等の事由により、非課税の適用が受けられなくなったときには、この預金は第2条にかかわらず次により取扱います。

- (1) 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）において、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、第2条第1項にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日の前日に満期日が到来するものとします。
- (2) 第2条第2項にかかわらず、退職等の日以降、満期日（前項で定める満期日を含みます。）における自動継続を停止します。

11. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって取引店に申し出てください。

12. (届出事項の変更、契約証書の再発行等)

- (1) 契約証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 契約証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当行所定の再発行手

数料をいただきます。

- (4) 届出の氏名、住所に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約証書は、譲渡または質入れすることはできません。
(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等

の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (本規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上